

## **[事案 2022-101] 就業不能給付金支払請求**

・令和5年2月8日 裁定終了

### **<事案の概要>**

告知義務違反を理由に、就業不能給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

うつ病により約1か月入院したため、令和2年4月に契約した就業不能保険にもとづき就業不能給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が一部解除となり給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、就業不能給付金を支払ってほしい。それが認められない場合には、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時、募集人に、うつ病で通院している事実を伝えている。
- (2) 告知はタブレットで行ったが、画面入力には募集人が行ったため、内容を把握しておらず、サインしただけである。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人がうつ病により通院している事実を聞いたことはない。
- (2) 募集人には告知受領権はないため、仮にうつ病による通院の事実を告げていたとしても、告知をしたことにはならない。
- (3) 告知の際は、募集人が告知にあたっての注意事項を説明したうえで、申立人自身が画面入力をしている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人には告知義務違反が認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。